平成２７年（フ）第２９０号
東京都大田区西嶺町13―６―201
破産者　飯沼　智仁
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５６号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目16番13号代官山パンシヨン103号
破産者　株式会社プレッピー
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７４号
東京都渋谷区神宮前１丁目４―20―928
破産者　安田　広稔
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目５－２―102
破産者　岡田慎太郎
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３０号
愛媛県伊予郡砥部町大南934番地
破産者　株式会社きど
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３１号
愛媛県西条市神拝甲114―５
破産者　城戸　美徳
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３２号
愛媛県松山市愛光町９番19号
破産者　有限会社エムケー
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３３号
愛媛県西条市神拝甲114―５
破産者　城戸　良江（旧姓矢野）
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７１号
東京都北区滝野川６丁目52―８
破産者　古川　俊明
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４２号
東京都江東区枝川１丁目９番26号
破産者　有限会社ティー・ブレイク
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４３号
東京都台東区東上野１丁目10―12　三洋第二ビル４Ｆ、開始決定時の住所東京都江東区扇橋２丁目４－１　ルイハイム扇橋Ⅱ402
破産者　今田　利宏
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４６号
東京都清瀬市梅園３丁目８―20　セゾン細山Ｐａｒｔ２・102
破産者　小宮山洋一
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４８号
東京都江戸川区清新町１丁目１番23―704
破産者　株式会社コマ企画
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４９号
東京都江戸川区清新町１丁目１―23―704
破産者　永田　惟孝
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２３号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ23―312号、開始決定時の住所東京都町田市小山田桜台２丁目10―52
破産者　津田　通隆
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３７号
東京都中野区上高田１丁目38番６号
破産者　有限会社ケイ・アイ・エム
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４０号
東京都世田谷区玉川台２丁目20番３号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市青葉区青葉台１－１－８－４Ｆ　オリエント青葉台
破産者　有限会社エム・ティー・プランニング
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４１号
東京都江東区潮見２丁目10―12―308
破産者　廣末　　恵
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５４号
神奈川県横浜市戸塚区舞岡町2864番地
破産者　宮根工業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５５号
神奈川県横浜市鶴見区馬場４丁目25―８―201
破産者　木村　正昭
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７２号
東京都豊島区池袋１丁目７番12号
破産者　アイテツクビジネス株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可